

別記第七号の四様式（第七条、第二十条、第二十四条、第四十四条、第五十六条の三関係）

日本国政府法務省

指 定 書

氏 名

国籍・地域

出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 5 の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。

日 本 国 法 務 大 臣

（注）用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 5 番又は A 列 6 番とする。